

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社A X I Sグリーン	宮城県名取市上余田字千刈田508-1

2. 指名停止措置期間

令和6年6月26日 ～ 令和6年7月25日 (1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

株式会社A X I Sグリーン及び元取締役は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和5年11月14日に仙台簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その後、刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第3項(同上第1項第3号)に該当するとして、令和6年5月17日に建設業許可部局である宮城県知事から営業停止処分(7日間)を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 ^{かわさき たすみ}川崎 友美 (内線 2511)

建設専門官 ^{しげや たかひろ}渋谷 隆博 (内線 2512)

総務部 経理調達課 課長 ^{ちば てつや}千葉 哲哉 (内線 6551)

○は本件の主務課です。